

生涯現役プランの概要

鼓ヶ浦整肢学園では、職員の意欲と能力を高め、働きやすい職場となるよう「子育てサポート手当」制度を設けるなど、様々な取組みを進めています。次の制度が利用できますので、あなたも積極的に利用してください！

1 「特例手当」の新設（令和4年3月～）

福祉・介護職員等の処遇の改善を進めるため、国の制度（臨時特例交付金）を活用して、法人独自の「特例手当」を支給します（月10,500円～3,500円）。

2 役職ポストの公募制度の新設（令和3年9月～）

職員の意欲と能力を職務に反映できるよう、学園に3年以上勤務した職員を対象として、公募した職（副主任以上のポスト）に就任することができる制度を新設しました。

3 臨時職員・パート職員の処遇改善（令和2年4月～）

国の働き方改革に対応して、臨時職員の昇給対象期間を延長するとともに、短時間のパート職員も含めた「日額の通勤手当」を新設します。

4 子育てサポート手当（保育料）の新設（令和元年10月～）

10月からスタートする保育料等の無償化を踏まえ、無償化の対象とならない子どもを育てる家庭を支援するため、法人独自の制度として、手当を支給します（保育の種別に応じて、月額2万円まで）。

5 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの導入（令和元年10月～）

福祉・介護職員や看護師等の処遇向上を進めるため、国の制度に基づく「処遇改善手当（特定加算）」を支給します（月28,000円～2,500円）。

6 夜間看護手当・夜間介護手当の単価アップ（平成31年4月～）

夕方から翌朝まで勤務した場合の手当を、「夜間看護手当」では1回毎に12,500円に、「夜間介護手当」では5,700円に、各々アップして支給します。

7 職場つみたてNISAの導入（平成31年1月～）

国のつみたてNISA制度を活用し、給与からの天引きにより実施することにより、職員の資産形成を支援します。その際に、特に入職5年目までの正規・臨時職員には、月千円の奨励金を最長5年間（6万円）支給します。

8 「とびっきり・鼓」大賞の新設（平成30年10月～）

利用者へのサービスの向上や職員の事務改善等の優れた取組みに対して、職員間での投票を踏まえ、最優秀賞（副賞3万円）などを選定し、半年ごとに、公の場で表彰し、サービスの向上・職員の頑張りに報います。

9 育児等フレックス勤務の新設（平成30年4月～）

育児等のために、通常の勤務時間での勤務が困難な職員（正規・臨時）には、法人独自の制度として、1日2時間まで、勤務時間を短縮することができる制度を新設します（短縮する期間は、1月以上1年以内で、更新可能です）。

10 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱの導入（平成30年4月～）

介護職場に勤務する直接処遇職員（臨時、パートを含む）に対して、国の制度に基づく「処遇改善手当」を支給します。

（⇒ⅡからⅠにランクアップし、給料等の支給時に加算します）。

11 無期雇用契約への転換の申し出（平成30年4月～）

臨時職員等で通算契約期間が5年を超えた場合は、制限なく、契約期間の無期転換を申し出ることができます。

12 正規職員の定年後の再雇用期間の廃止（平成30年4月～）

正規職員を退職して満65歳まで再雇用された方は、勤務実績等により、年齢を気にせずに、引き続き、勤務することができます。

13 臨時職員等の雇用の上限年齢の廃止（平成30年4月～）

臨時職員等は、勤務実績等により、年齢を気にせずに、引き続き、勤務することができます。

14 調理員等の単価アップ（平成30年4月～、10月～）

① 調理員の早出手当のアップ ⇒ 500円/回→1,000/回

② 最低賃金の上昇に伴う単価アップ

（⇒①は30年4月から、②は30年10月から実施）

15 紹介手当の新設（平成29年11月～）

就職を希望する方を学園に紹介し、その方が正規職員として採用された場合に、紹介した職員に「紹介手当（最大で現金20万円）」を支給します。

※臨時職員として採用された場合の紹介手当は、最大で6万円。

16 入職祝い金の新設（平成29年11月～）

新たに、正規職員又は臨時職員として採用された方に対して、学園からの「お祝い」として、採用後最初の賞与支給時に、現金3万円を支給します。

17 研究奨励金の新設（平成29年11月～）

職員が、研究成果を学園外の研修会等で発表した場合に、「研究奨励金（3万円相当のギフト券等）」を支給します。